

議案第 25 号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 2 月 15 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和 40 年墨田区条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

墨田区立曳舟なごみ公園	東京都墨田区京島一丁目 8 番 2 号
-------------	---------------------

付 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

住宅市街地総合整備事業（北部中央地区）の実施により整備する公園を公の施設として設置する必要がある。